



コロナから命とくらしを守る 党県議団コロナ条例案提出

県民の義務ではなく 県の責務を明記

●6月24日から6月定例県議会が始まり期間は7月8日迄。

党議員団は議案提案権を行使し、県民ではなく県の責務を明確にし新型コロナから県民を守る条例案を提出しました。

この間、浜田知事は、国が強行した「コロナ特措法」における罰則について「協力が得られない場合は、刑事罰という選択はあり得た」と、国より強権的に刑事罰を県民に課す事を明言し、自民党会派なども、県の責務と県民の責務を並列して書き込む条例を作成する議論がなされてきました。

私たち党県議団は、県民に罰を課すような条例作成は同意出来ないの独自に条例案を作成し、今6月議会に提案しました。

自粛と補償をセットに 社会的検査、医療機関支援を

●昨年来、県の感染拡大防止の取り組みに、社会的検査の実施を求め、また、医療崩壊を

回避するための医療機関への財政的支援、更には、自粛と補償をセットにした施策推進を求めてきま

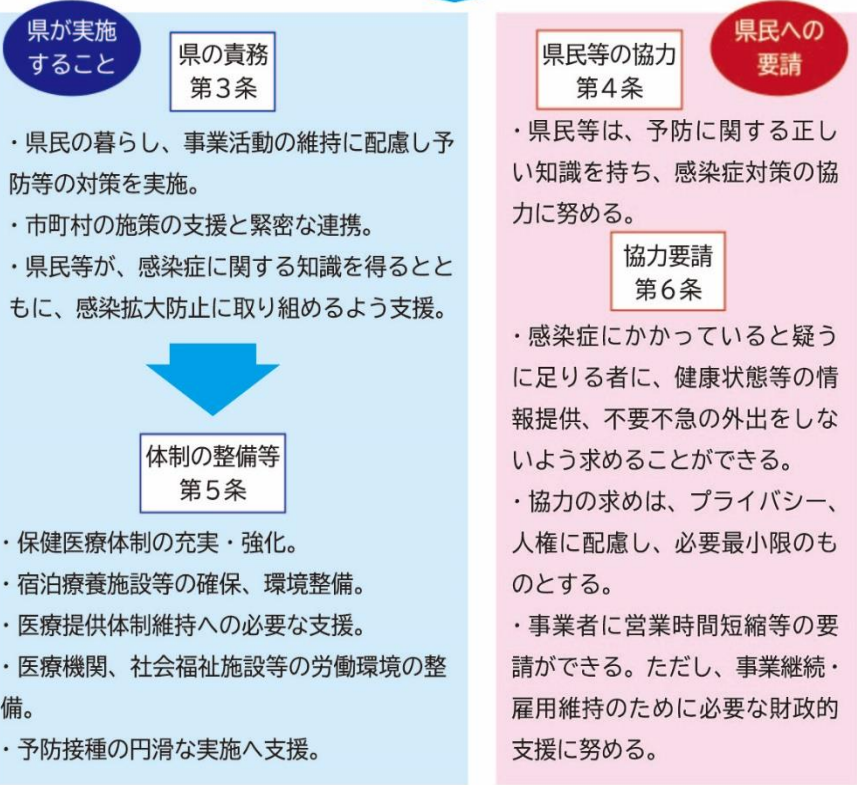
した。しかし、いずれも県の対応は鈍かったので県の積極的速やかな対応を明示した条項を入れるなど、実効性のある条例案としました。

●当初、県民の責務書き込みを否定しなかった他会派も今議会に条例案を提出しています。しかし、例えば、私達が主張し今回の条例案に明記した「社会的検査」を県が6月に入って実施したように、「罰則」に関しても県民世論の力によって、他会派提出の条例案に書き込まれる事は避けられています。

新型コロナ感染拡大を抑え、命とくらしを守る党議員団作成の条例案が可決されますようご支援ご協力を宜しくお願いします。

高知県新型コロナウイルス感染症の感染拡大から県民を守るための条例(案)

目的 第1条 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、県民の生命及び健康の保持並びに安全で安心な県民生活を送る権利を守る取組を推進する県の責務を明確にする。



社会的検査の推進 第7条 予防的な大規模・定期的な検査が必要
クラスター発生防止のため、医療機関、社会福祉施設等において、社会的検査の推進に努める。

差別の禁止 第8条 **助言・指導 第9条** 「罰則」に該当するおそれがある場合においても、適切な助言、指導を通じ是正を促すことを基本とする。

●6月県議会日程

☆24日(木)10時
コロナ条例案提案説明
岡田県議

☆29日(火)午後3時
代表質問 塚地県議

☆7月2日(土)6日
各常任委員会審議

☆7月8日(木)10時
議案採決・閉会

●6月県議会日程

☆24日(木)10時
コロナ条例案提案説明
岡田県議

☆29日(火)午後3時
代表質問 塚地県議

☆7月2日(土)6日
各常任委員会審議

☆7月8日(木)10時
議案採決・閉会